

# 水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

## <平成30年3月時点での計画の作成状況等>

水防法等に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 50,481
うち 避難確保計画を作成済み	: 8,948
土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 10,720
うち 避難確保計画を作成済み	: 1,553

### 水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	50,481
うち、避難確保計画を作成した施設の数	8,948
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	3,351

(平成30年3月31日時点)

### 土砂法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	10,720
うち、避難確保計画を作成した施設の数	1,553
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	200

(平成30年3月31日時点)